

## 耕畜連携水田活用対策事業実施要領

〔 18 生畜第 2751 号  
平成 19 年 4 月 2 日  
農林水産省生産局長通知 〕

一部改正 平成 20 年 4 月 1 日 19 生畜第 2443 号  
最終改正 平成 21 年 4 月 1 日 20 生畜第 1991 号

### 第 1 趣旨

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 生畜第 2750 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業については、実施要綱によるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第 2 事業の内容

#### 1 生産振興助成事業

##### （1）助成要件

実施要綱別紙 1 の 2 の項の助成対象となる経費の欄の飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費の助成要件の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める助成対象者要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）は、別紙 1 により作成するものとする。

##### （2）事業の実施区域

本事業の実施区域は、その 50%以上が第 3 の 3 の耕畜連携水田活用計画の対象区域内にあるものとする。

##### （3）取得した機械・施設等の取扱

###### ア 管理運営

助成対象者は、導入した機械・施設及び共用牛（以下「施設等」という。）の管理に当たって、利用又は飼養に関する記録の整備及び状況の把握を行うものとする。

###### イ 管理委託

施設等の管理は、助成対象者が行うものとする。ただし、助成対象者が施設等の管理運営を直接行い難い場合にあっては、都道府県協議会長が適当と認める者に限り、管理運営を委託することができるものとする。

なお、都道府県協議会長は地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては生産局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）から事前に了承を得るものとする。

#### ウ 指導監督

都道府県協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者（管理を委託している場合にあつては、管理主体を含む。）に対し、適正な管理運営を指導するものとする。

また、本事業において導入した施設等が当初の地域取組計画書に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、助成対象者に対し、必要な改善措置を執るよう指導するものとする。

この場合、当該助成対象者に、別紙2により作成した改善計画を提出させるとともに、その達成が見込まれるまでの間、改善計画の実施状況の報告をさせることとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により導入した機械・施設には、本事業名を表示するものとする。

#### オ 運営に関する規程等の整備

生産振興助成事業の助成を受ける者は、導入した施設等について、取組の内容に応じて、共同利用の方法、経費の分担、貸付け、生産された牛の販売利益の配分及び処分等に関する規程を整備するものとする。

### (4) 事業採択の協議

都道府県協議会長は、実施要綱別紙1の2の項に定める助成の対象となる経費に係る取組の承認申請を受けたときは、以下によりポイントを算出することとし、3ポイント以上獲得したもののうち、合計値の高いものから、予算の範囲内で事業を採択するものとする。

また、採択にあつては地方農政局長に協議を行うものとする。

なお、都道府県協議会長は、地方農政局長と協議のうえ、地域の実情を勘案した採択ポイントを加算することができるものとする。

#### ア 地域取組計画書ごとの目標に応じたポイント（基準ポイント）

##### (ア) 達成すべき目標基準

取組に応じて次のaからdの基準から一つ選択するものとする。

- a 水田での飼料作物作付面積の増加
- b 水田での受益面積の増加
- c 水田での単収の増加
- d 水田での受託面積の増加

##### (イ) ポイント

(ア) で選択した項目のポイントの配分は次のとおりとする。

- a 10%以上増加 6ポイント
- b 5%以上増加 5ポイント
- c 3%以上増加 4ポイント
- d 1%以上増加 3ポイント

#### イ 水田での飼料作物の生産の推進に応じたポイント（加算ポイント）

次に掲げる取組を実施している場合にあっては、次に規定するポイントを加算するものとする。

ただし、(イ) から (カ) までの基準については重複して加算することはできないものとする。

- (ア) 飼料増産重点地区での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- (イ) 稲発酵粗飼料又はわら専用稲の作付の推進・・・・・・・・ 2 ポイント
- (ウ) 水田放牧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- (エ) 長大作物作付（トウモロコシ、ソルガム）の推進・・ 2 ポイント
- (オ) 団地化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
- (カ) 資源循環の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

## 2 取組面積助成事業

### (1) 助成対象者

助成対象者については、助成の対象となり得る水田に係る権原を有する者又は主要作業を実施する者が、本事業の助成金を受け取ることについてあらかじめ協議をし、1つの取組について助成対象者を1に限定するものとする。

### (2) 助成の対象となる取組及び要件

ア 実施要綱別紙2の団地化の取組の項の取組要件の欄の生産局長が別に定める飼料作物は、別紙3に掲げる飼料作物とする。

イ アにおいて定める飼料作物以外で、都道府県協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる飼料作物については、あらかじめ地方農政局長等に別紙4により協議するものとする。

ウ 実施要綱別紙2の取組内容の項3のわら専用稲の生産の欄の取組要件の項における地方農政局長等との協議は、毎年行うこととする。ただし、次年度において当該協議により既に指定された品種を使用する場合において、品種の使用について届出を行う場合は、この限りでない。

エ 取組を実施するに当たっては、別紙5により、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結（自家利用の場合は、自家利用計画を策定）するものとする。

オ 地域協議会は、助成の対象となる取組について、実施要綱及び本要領に定める要件に付加して要件を設定できるものとし、この場合にあっては、第3の3の耕畜連携水田活用計画書に当該要件を記載するものとする。

### (3) 助成の対象となり得る水田等

ア 実施要綱別紙2の助成対象者の欄の生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5に定める助成水田等とする。

ただし、飼料作物の生産が行われた水田等のうち、取組に係る年度と同一年度に水稻（米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2に定める新規需要米（青刈り稲・わら

専用稲・稲発酵粗飼料用稲、飼料用米、援助米及び試験研究米)を除く。)が作付けられた水田は除くものとする。

イ 同一のほ場で同一の年度に複数の取組が行われた場合にあつては、複数の取組を選択してそのほ場の面積を助成対象面積とすることができるものとし、この場合にあつては、第3の4の耕畜連携水田活用対策営農計画書(以下「耕畜連携営農計画書」という。)に複数の取組を実施する旨を記載するものとする。

#### (4) 助成金の計算方法

助成金の計算方法は、次式により助成対象者ごとに行うものとする。その際、単価は10アール当たり13千円以内、単位は円、小数点以下は切り捨てとし、0円を下回る場合にあつては0円とする。

助成対象者への助成額 = (助成対象面積 - 水稻の作付けが行われた新規開田地の面積) × 単価

### 第3 事業実施手続

#### 1 水田飼料作物生産振興計画書の作成

(1) 実施要綱第5の1の水田飼料作物生産振興計画書は、別紙6により作成するものとする。

(2) 地方農政局長等から承認を受けた水田飼料作物生産振興計画書は、変更申請の期限が過ぎた後に内容の変更を行うことは原則として認めないものとする。

なお、実施要綱第5の1の(2)の水田飼料作物生産振興計画書の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 3に掲げる耕畜連携水田活用計画書の追加

ウ 生産振興助成事業及び取組面積助成事業に係るそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減

#### 2 地域取組計画書の作成

(1) 実施要綱第5の2の地域取組計画書は、別紙7により作成するものとする。

(2) 実施要綱第5の2の(3)の地域取組計画書の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 助成対象者の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 事業費の30%を超える増減

#### 3 耕畜連携水田活用計画書の作成

(1) 実施要綱第5の3の(1)の耕畜連携水田活用計画書は、別紙8により作成す

るものとする。

(2) 実施要綱第5の3の(3)の耕畜連携水田活用計画書の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 実施要綱別表2に掲げる取組の追加

ウ 事業費の30%を超える増減

#### 4 耕畜連携水田活用対策営農計画書の作成

(1) 実施要綱第5の3の(4)の耕畜連携営農計画書は、別紙9を例として地域協議会が作成した様式により作成するものとする。

(2) 2以上の地域協議会の区域において助成の対象となる取組を行う者は、その者が住所又は主たる事務所が所在する市町村を区域とする地域協議会長に耕畜連携営農計画書を提出するものとする。

#### 5 都道府県協議会業務方法書の作成

(1) 実施要綱第5の4の(1)の業務方法書の承認の申請は、生産振興助成事業又は取組面積助成事業を実施しようとする年度の4月15日までにを行うものとする。

(2) 要綱第5の4の(2)において準用する同(1)の業務方法書の変更の承認の申請は、変更後の業務方法書に基づいて生産振興助成事業又は取組面積助成事業を実施しようとする年度の4月15日までにを行うものとする。

### 第4 補助金等の額の通知

都道府県協議会及び地域協議会は、生産振興助成事業の助成対象者又は取組面積助成事業の助成対象者に補助金又は助成金を交付するときは、当該助成対象者にその額を通知するものとする。

### 第5 資金の管理

#### 1 資金の管理

都道府県協議会は、実施要綱第6の1で区分する勘定のうち、取組面積助成事業勘定について、地域協議会ごとに収支を明確にしておくものとする。

#### 2 資金の流用

都道府県協議会長は生産振興助成事業勘定から取組面積助成勘定への流用を行ってはならないものとする。

なお、都道府県協議会は、取組面積助成事業を実施するために地域協議会に交付

した額を必要に応じて他の地域協議会に流用することができるものとする。

### 3 資金の管理により生じる果実の取扱い

資金の管理により生じる果実については、資金に繰り入れるものとし、事業の実施に必要な事務経費に充てることのできるものとする。

### 4 資金の管理状況の報告

実施要綱第6の5の毎年度末における資金の管理状況の報告は、別紙10により、報告に係る年度の翌年度の4月30日までに行うものとする。

### 5 資金の繰越

都道府県協議会は、年度の終了時に資金に余剰が生じた場合は、勘定ごとに翌年度に繰り越すものとする。

## 第6 事務経費の使途

都道府県協議会にあつては、別紙11に掲げる範囲内で、資金の一部を事業の実施に必要な事務経費等として利用することができる。また、地域協議会は別紙12に掲げる範囲内で、都道府県協議会から交付される補助金の一部を事業の実施に必要な事務経費等として、利用することができるものとする。

## 第7 事業の実績等の報告

1 実施要綱第7の1の(1)の生産振興事業の補助の対象となった取組の実績の都道府県協議会長への報告は、別紙13により、事業を実施した翌年度の4月30日までに行うものとし、都道府県協議会長から地方農政局長への報告は、別紙14により行うものとする。

2 実施要綱第7の1の(2)の事業終了後における生産振興事業の補助の対象となった取組の状況の都道府県協議会長への報告は、別紙15により、都道府県協議会長が定める日までに行うものとし、地方農政局長への報告は、別紙16により、その事業の取組が完了した年度から3年間、報告に係る年度の翌年度の7月15日までに行うものとする。

3 実施要綱第7の2の取組面積助成事業の実績の都道府県協議会への報告は、別紙17により、事業を実施した翌年度の4月30日までに行うものとし、都道府県協議会長から地方農政局長への報告は、別紙18により行うものとする。

## 第8 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業に係る事務の一部を他の者に委託して実施することができるものとする。

## 第9 他の施策との関連

実施要綱第10のその他関連する施策との連携は、次に掲げるものとする。

### 1 「飼料自給率向上計画の策定について」との関係

助成対象者が、畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について（平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画を策定しているかを確認し、又は策定させるものとする。

### 2 環境と調和のとれた農業生産活動の推進との関係

耕畜連携水田活用対策事業の助成金を受けようとする者から、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

### 3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」の各業務方法書の基本契約を締結し、さらに毎年度行われる数量契約を継続して締結するものとする。また、前年度において契約を締結していない畜産農家等は配合飼料価格安定制度への加入に努めるものとする。

助成対象者要件適合確約書  
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針  
注：事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2. 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標 年
利用集積面積 (ha)						
集積率 (%)						
達成率 (%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

4. 雇用者数

	現在 年	1年目	2年目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率 (%)				

上記のとおり、3年以内に耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）別紙1の2の項の助成対象となる経費の欄の飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費の助成要件の欄に基づく助成対象者要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

印

**【作成上の留意事項】**

- 1 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- 2 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- 3 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

助成対象者要件適合確約書  
(農業生産法人用)

法 人 名			
出資比率	公共的団体      %		
	①地方公共団体      %	②農協等      %	
	その他      %		
	①農家      %	②企業      %	③その他      %

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割 合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

3. 雇用者数

	現在 年	1 年 目	2 年 目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率 (%)				

上記のとおり、3年以内に耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）別紙1の2の項の助成対象となる経費の欄の飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費の助成要件の欄に基づく助成対象者要件に適合することを確約する。

平成    年    月    日

住      所

代表者氏名

印

**【作成上の留意事項】**

- 1 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- 2 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

〇〇〇県（都道府）水田農業推進協議会 殿

助成対象者名  
代表者氏名 印

耕畜連携水田活用対策事業（平成 年度）で取得した施設等の利用に関する改善計画について

平成 年度において耕畜連携水田活用対策事業で取得した施設等について、当初の地域取組計画書の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初の地域取組計画書の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画  
(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
- 4 改善方策  
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整備内容	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策 定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善 目標 (年)
基盤整備	作付面積等 (ha)									
	作付率等 (%)									
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率等 (%)									
機械整備	稼働面積 (ha等)									
	台数 (台)									
	稼働率等 (%)									
水田放牧	放牧面積 (ha等)									
	水田放牧頭数 (頭)									
	利用率等 (%)									

注1：「基盤整備」とは簡易な基盤整備、「機械整備」とは飼料作物収穫作業機械のこと。  
 2：「作付率等」、「利用率等」及び「稼働率等」は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求めること。  
 3：「整備内容」の欄及び「指標」の欄については、適宜欄を追加して記入すること。

### 飼料作物の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、稲発酵粗飼料用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

番 号  
年 月 日

生産局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

住 所  
〇〇〇都道府県水田農業推進協議会  
会長 【印】

平成〇〇年度に係る耕畜連携水田活用対策事業（取組面積助成事業）における助成対象飼料作物の協議について

耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）第2の2の（2）のイの規定に基づき、下記の飼料作物を助成対象として指定したいので、協議する。

記

- 1 指定したい飼料作物の草種、品種及び特性
- 2 選定理由  
（地域での栽培条件との適合状況、地域への導入状況等について、具体的に記入すること。）

添付資料：〇〇農政局長が、必要として添付を求めた資料等

【わら専用稲の品種の指定の場合】

- 1 指定したいわら専用稲の品種及び特性
- 2 選定理由  
（地域での栽培条件との適合状況、地域への導入状況、主食用米への混入防止の確実性等について、具体的に記入すること。）
- 3 子実の供給方法  
（子実の供給方法を記入すること。）

添付資料：都道府県知事と都道府県水田農業推進協議会との協議文書（写）  
〇〇農政局長が、必要として添付を求めた資料等

※ 実施要領第2の2の(2)のウにより届出を行う場合は、件名中の「協議について」を「届出について」と、本文中の「第2の2の(2)のイ」を「第2の2の(2)のウ」と、「助成対象として指定したいので、協議する」を「助成対象として指定する旨、報告する」とするものとする。

耕畜連携水田活用対策事業における利用供給協定書（例）

（例：団地化の取組）

（目的）

第1条 ○○○○・・・・・・・・  
「取組の内容」を記載

（実施の主体）

第2条 ○○○○・・・・・・・・  
「飼料作物を生産する者」、「飼料作物を利用する者」、を記載

（ほ場の場所等）

第3条 ○○○○・・・・・・・・  
「ほ場の場所（地番等）」、「面積」を記載

（協定締結期間）

第4条 ○○○○・・・・・・・・  
「協定締結日から○年○月までの○年間」等、締結期間を記載

（その他）

第5条 ○○○○・・・・・・・・  
「協定の変更」、「その都度協議する旨の規定」等、その他必要な事項を記載

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、各々1通保管することとする。

平成○○年○○月○○日

甲（飼料作物を生産する者）

氏名

印

住所

乙（飼料作物を利用する者）

氏名

印

住所

## 【作成上の留意事項】

1 各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 団地化の取組

- ① 取組の内容
- ② 飼料作物を生産する者
- ③ 飼料作物を利用する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤ 利用供給協定締結期間
- ⑥ その他必要な事項

2 稲発酵粗飼料の生産及びわら専用稲の生産

- ① 取組の内容
- ② 飼料作物を生産する者
- ③ 飼料作物を利用する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤刈取り時期
- ⑥ 利用供給協定締結期間
- ⑦ その他必要な事項

3 水田放牧の取組

- ① 取組の内容
- ② 飼料作物を生産する者
- ③ 牛群を管理する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤ 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- ⑥ 利用供給協定締結期間
- ⑦ その他必要な事項

4 資源循環の取組

- ① 取組の内容
- ② 供給される飼料作物の種類
- ③ たい肥を散布する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤ たい肥の散布時期及び量
- ⑥ 利用供給協定締結期間
- ⑦ その他必要な事項

2 耕畜連携推進対策（以下「前対策」という。）の廃止後であって、前対策期間中に締結された利用供給協定の締結期間が、本事業の実施にあたって継続されるものは、当該利用供給協定をもって本事業に基づく利用供給協定が締結されたものとすることができる。

また、前対策期間中に締結された利用供給協定の締結期間が満了した場合で、引き

続き本事業を実施する場合は、原則として3年間以上の期間を有する利用供給協定を新たに締結するものとする。

番 号  
年 月 日

生産局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

住 所  
〇〇県（都道府）水田農業推進協議会  
会 長 印

平成〇〇年度水田飼料作物生産振興計画書の申請について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

平成〇〇年度 水田飼料作物生産振興計画書

○水田飼料作物生産振興計画総括表

（単位：円）

	予算額 (A)	その他 (B)	合 計 (A + B)
生産振興マスタープラン			
取組面積マスタープラン			
事務費			
合 計 (前年度からの繰越分)	( )	( )	( )

○ 生産振興マスタープラン

1 水田における飼料作物生産に係る基本的な考え方

[ ]

2 具体的な取組内容

[ ]

○ 取組面積マスタープラン

1 耕畜連携水田活用対策事業の助成金の取組面積助成への活用について

(1) 取組目標

[ ]

(2) 基本的な配分の考え方

[ ]

(3) 当該年度の具体的な配分の方法

[ ]

2 地域協議会への配分計画

地域協議会の名称	配分予定額 (円)	備考
合計		

注：承認申請時において地域協議会が設立されていない場合は、地域協議会の名称欄には関係する市町村名又は設立が予定されている地域水田農業推進協議会の名称を記入すること。

## 【作成上の留意事項】

- 1 4月30日までに地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては沖縄県総合事務局。以下「地方農政局長等」という。）に承認を申請するものとする。
- 2 地域取組計画書の追加の承認及び耕畜連携水田活用計画書の変更の承認があつた場合には、都道府県協議会長は事業実施年度の12月31日までに、水田飼料作物生産振興計画書の変更承認申請を地方農政局長等に行うものとする。  
なお、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 3 地域水田農業ビジョンとの関係  
水田を有効に活用した飼料生産振興の措置である本事業の推進に当たっては、地域水田農業ビジョンに定められた方向性と整合を図るよう努めるものとする。

別紙 7

番 号  
年 月 日

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
助成対象者名  
代表者名 印

平成〇〇年度生産振興助成事業の実施に係る地域取組計画書の申請について

平成〇〇年度生産振興助成事業の実施に係る地域取組計画書を作成したので、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第5の2の（1）の規定に基づき、承認を申請する。

添付書類 平成〇〇年度地域取組計画書

## 平成〇〇年度 地域取組計画書 総括表

事業実施 主体名、 地区名	施設の 所在地	受 益		目標数値等				事業内容	事業量	竣工予定 又は完了 年月日	事業費	負担区分		備 考
		戸数	面積、頭 数等	目標の内 容	現状 (平成〇 年度)	目標 (平成〇 年度)	増減 (率)	工種、施設 区分、構 造、規格、 能力等)	(単価、回 数、基数、 台数、面積 等)			国 費	その他	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪			
		戸	ha、頭											
計														

注：①～⑪の各項目の欄は、地域取組計画書に付された①～⑪の項目の内容を記入すること。

# 平成〇〇年度 地域取組計画書

組織名 ①	
組織の所在 ②	

注：「組織名」の欄には、営農集団、農協、公社等の組織の形態を( )で記入すること。

## 1 組織の概要等

(単位:人)

事業参加者数	畜産農家	稲作農家	〇〇〇
事業受益戸数 ③	畜産農家	稲作農家	〇〇〇

(単位:ha)

区分		面積 ④	備考
飼料作物作付面積	水田		
	うち転作飼料作物		
	水田裏飼料作物		
	その他		
	うち牧草地		
	河川敷		
	その他		
耕種作物			
計			
	うち飼料供給地		

注1：「その他」については、飼料作物供給地ごとに記入すること。

2：「飼料作物作付面積」の「面積」の欄は、延面積を記入し、( )で実面積を記入すること。なお、コントラクター等作業受託を行う場合は、作業受託面積を記入すること。

家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛	肉用牛繁殖	〇〇〇	計 ④

## 2 事業目標

(単位:ha、kg/10a、%)

活動内容	達成目標基準 ⑤	達成目標									備考
		牧草		WCS		〇〇〇		計			
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状 ⑥	目標 ⑦	増減率 ⑧	
a	水田での飼料作物作付面積を1%以上増加										
b	水田での受益面積を1%以上増加										
c	水田での単収を1%以上増加										
d	水田での受託面積を1%以上増加										

注1:「活動内容」の欄には、次の中から選び記入すること。

- ① 耕畜連携等による作付ほ場の集団化等を行う集団
- ② 水田地帯において新たに有畜複合経営を開始する集団
- ③ コントラクター
- ④ 機械施設の共同利用、共同作業を行う集団
- ⑤ その他効率的で生産性に高い水田での飼料生産に取り組む集団

2:「達成目標基準」の欄は、目標とする基準のa～dのいずれかを選び、○印で囲むこと。

## 3 事業計画

### (1) 事業取組地域等の確認

耕畜連携水田活用計画作成地域名	飼料増産重点地区の確認		備考
	地区名	取組内容	

注1:「耕畜連携水田活用計画書作成地域名」の欄には、地域名その他、事業を実施する地域の地域水田農業推進協議会名を( )で記入すること。

2:「飼料増産重点地区の確認」の欄には、全国飼料増産行動会議で承認された飼料増産重点地区名と取組内容を記入すること。飼料増産重点地区以外で事業を実施する場合は「－」や「無」等、対象外であることがわかるようにすること。

(以下は取り組む事業の内容に応じて、選択して記入すること。)

### (2) 事業実施計画

ア 水田飼料作物作付に係る調整活動

(ア) 目的

(イ) 事業計画

a 調整会議の開催

具体的な内容 ⑨	事業量 ⑩	事業費 ⑪	備考
	回(人)	千円	(積算根拠の記入)

b 調査の実施

具体的な内容 ⑨	事業量 ⑩	事業費 ⑪	備考
	回(人)	千円	(積算根拠の記入。調査内容の記入)

c 実証、試験の実施

具体的な内容 ⑨	場所	期間	実証面積	事業量 ⑩	事業費 ⑪	備考
				回(人)	千円	(積算根拠の記入。内容の記入)

注： 実証、試験を実施する場所ごとに内容を記入すること。

d 技術の普及

具体的な内容 ⑨	事業量 ⑩	事業費 ⑪	備考
	回(人)	千円	(積算根拠の記入。指導内容の記入)

e 啓発活動

具体的な内容 ⑨	事業量 ⑩	事業費 ⑪	備考
	回(人)	千円	(積算根拠の記入。指導内容の記入)

イ 水田飼料作物の生産基盤の確立

(ア) 目的

(イ) 事業計画

a 飼料生産ほ場の簡易な基盤整備の実施

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪					備考
簡易な排水改良整備	畦畔の除去	〇〇〇	〇〇〇	簡易な排水改良整備	畦畔の除去	〇〇〇	〇〇〇	計	
a	a			千円	千円	千円	千円	千円	

注1： 整備前の状況が明らかとなる写真等及整備予定図面等を添付すること。

2： 整備内容の単価を「備考」の欄に記入すること。

b 放牧牛の導入

(a) 導入頭数

牛の導入 ⑨	導入単価 (1頭当たり) ⑩	事業費 ⑪	備考
頭	千円	千円	

注1:「導入単価」の欄には、市場における実購入価格又は直近年の独立行政法人農畜産業振興機構の全国の肉用子牛取引情報の全国家畜市場における黒毛和種の雌子牛の平均価格のいずれか低い価格を記入すること。

2:「備考」の欄には、導入を予定している牛の年齢等を記入すること。

(b) 放牧計画

利用期間		利用日数		放牧面積		取組年度	月別利用計画									備考		
現在	目標	現在	目標	現在	目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月
月 旬～ 月 月 旬～ 月	日	日	ha	ha	初年度													
					2年度													
					3年度													

注:「月別利用計画」の欄には、取組年度ごとに利用面積、頭数等を記入すること。

区分	畜種、頭数 (現在)		目標年次の頭数			備考
	畜種	頭数	水田放牧			
			頭数	利用面積	1頭当たり面積	
本事業で導入する牛	—	—				
既存の牛						
合計						

注:「目標年次の頭数」の欄には、事業の目標年次の計画頭数を記入すること。

c 水田飼料作物等生産利用機械施設の整備

(a) 機械施設等整備

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪				備考
ガクインフ ロールペーラ 道入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	ガクインフ ロールペーラ 道入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
台	台			千円	千円	千円	千円	千円

注:「備考」の欄には、整備する機械施設(形式、規格等)ごとに単価を記入すること。

(b) 機械施設等利用計画

機械施設名	作目及び作物名	利用期間		利用日数		月別利用計画												年間処理・生産	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月 旬～ 月	月 旬～ 月	日	日														

注:「月別利用計画」の欄には、利用面積等を記入すること。

機械名及び対象作物名	区分	機械能力別台数(現在)		左のうち目標年次に利用可能な台数						当該機械の地区受益面積	備考	
		規格能力	台数	共同利用機械等		うち組織的利用可能な機械		個人利用に係る機械				
				台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積			
	本事業で導入する機械											
	既存の機械											
	合計											

注1:「左のうち目標年次に利用可能な台数」の欄には、事業の目標年次までに耐用年数の切れる台数及び処分する台数を除いた値を記入すること。

2:「共同利用機械等」の欄には、当該機械の所有形態が共有又は組織有であり、複数の農家で利用するものを記入すること。

3:「組織的利用可能な機械」の欄には、当該機械の所有が組織有であり、オペレーター又は中核的農家等が主として作業受託を行い、利用することが可能なものを記入すること。

4:「利用面積又は受託面積」の欄には、1台当たりの稼働能力(面積)×台数により記入すること。

5:「備考」の欄には、当該機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作付以外の作物への利用面積等を記入すること。

d 他地域水田における飼料増産に直結する取組  
(上記a～cの様式に準ずる。)

【作成上の留意事項】

- 1 生産振興助成事業を実施する場合、この様式に関係書類を添付し、都道府県協議会長が指示する日までに、都道府県協議会長に承認を申請すること。  
なお、地域取組計画書の追加承認申請を行う場合は、事業を行う年度の12月31日までに、都道府県協議会長に承認を申請すること。
- 2 地域取組計画書を変更申請は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 3 事業費の積算等に当たっては、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によること。
- 4 交付対象とする共同利用機械・施設は、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)、 「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)に定めるところによること。

番 号  
年 月 日

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
〇〇地域水田農業推進協議会  
会 長 印

平成〇〇年度耕畜連携水田活用計画書の申請について

平成〇〇年度耕畜連携水田活用計画書を作成したので、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第5の3の（1）の規定に基づき、承認を申請する。

添付書類 平成〇〇年度耕畜連携水田活用計画書

平成〇〇年度 耕畜連携水田活用計画書

〇〇地域水田農業推進協議会

1 本協議会の範囲

本協議会の範囲は〇〇市内とする。

2 水田における飼料作物の作付の確認方法

ア 本協議会における助成対象とする水田は次のとおりとする。

- ① 〇〇市内に在住する農業者が使用収益権を有する水田
- ② . . . . .

イ 助成対象水田は以下の情報により確認

水田台帳（農地基本台帳）及び〇〇市長から提供された情報により確認。

3 助成金の活用計画

取組内容	活用額	支払時期	備 考

#### 4 取組ごとの内容

取組内容	稲発酵粗飼料の生産	水田放牧の取組	.....
効果			
確認方法			
助成水準 (助成額の算定方法)			
単価調整の方法			

注1：「3 助成金の活用計画」の取組内容ごとに作成し、都道府県協議会が定める水田飼料作物生産振興計画書を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるよう、具体的に記入すること。

2：「効果」の欄には、当該取組に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会での水田における飼料作物生産拡大等への助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

3：単価調整は、予算額を超える取組を実施した場合は、予算額の範囲内で単価を減額して交付することとし、既に設定している単価を超える増額調整は実施しない旨を記載すること。

#### 【作成上の留意事項】

1 毎年度、都道府県協議会長が指示する日までに、承認を申請すること。

2 耕畜連携水田活用計画書の変更は、事業を行う年度の12月31日までに承認の申請をすること。

なお、変更前と変更後の予算額や配分予定額等を容易に比較対照できるように、活用額について変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、助成単価の変更は認めない。

別紙 9

平成 年度（平成 年産） 耕畜連携水田活用対策営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）

市町村名（コードA） \_\_\_\_\_  
 地区名（コードB） \_\_\_\_\_  
 集落名（コードC） \_\_\_\_\_  
 地域協議会（コードD） \_\_\_\_\_

農 業 者 氏 名	住 所
印	

農業者記載欄（面積助成関係）											地域協議会担当者確認・記載欄														
ほ場欄	水田等の号番	地名地番 〔大字、字集落地番〕	作期	水田等積 水面 (田本地面積)	飼料作物等積 付面積	作物名等	地権者 〔権原を有する者〕				新規開田年月	耕畜連携水田活用対策助成 備考	助成水田該当	使用収益権	水田等の面積	作物等要件	地権者確認	耕畜連携水田活用対策助成要件			地域区分番号	出作地			備考
							市町村名	地区名	集落名	農業者氏名								助成要件	耕畜連携番号	市町村名		団地化番号			
				a・m	a・m							適否	123	123 45	適否	適否	適否			ア B C					
				a・m <sup>2</sup>	a・m <sup>2</sup>																				
計				a・m <sup>2</sup>	a・m <sup>2</sup>																				

農業者記載欄（助成金の振込先）				
金融機関 番号	支店 番号	種 目	口座番号	農 業 者 電 話 番 号

(確認メモ)

(確認担当者)

印

### ＜農業者記載欄の記入上の注意＞

- 1 「水田等の番号」の欄には、産地づくり対策と整合性を図るように記入すること。
- 2 「地名地番」の欄には、助成水田の確認のため、必ず記入すること。
- 3 「作期」の欄には、年度内における水稲作付け及び水稲以外の作物作付け等の早い順に「1」、「2」、「3」と記入すること。
- 4 「水田等面積」の欄には、畦畔を含まない田本地面積を記入すること。
- 5 「飼料作物作付け等面積」の欄には、耕地ごとの面積を、1㎡未満を切り捨てて記入すること。
- 6 「地権者（権原を有する者）」の欄には、地権者（権原を有する者）と交付金等の交付を受ける者が異なる場合に、そのほ場の地権者（権原を有する者）の氏名等を記載すること。
- 7 「新規開田年月」の欄には、昭和50年産の水稲収穫期後、新たに水稲の作付けが可能となった新規開田地について、その開田年月を記入すること。
- 8 「耕畜連携水田活用対策助成」の欄には、助成対象となる飼料作物の該当ほ場ごとに、「団地化における飼料生産（2ha以上1団地）」の場合は「1」、「団地化における飼料作物生産（1ha以上2団地以上）」の場合は「2」、「稲発酵粗飼料用稲の生産」の場合は「3」、「わら専用稲の生産」の場合は「4」、「水田放牧の取組」の場合は「5」、「資源循環（堆肥還元）の取組」の場合は「6」を記入すること。
- 9 「備考」の欄には、地域段階で必要な記入項目を決めた場合に、記載すること。
- 10 「助成金の振込先」の欄には、助成金の振込先のデータを記入すること。

### ＜協議会担当者確認・記載欄の記入上の注意＞

- 1 確認・記載欄の記入上の注意  
各項目の確認内容について○印を付けること。なお、特に次の点には留意すること。
  - 「助成水田該当」 適：助成水田の要件を満たす場合  
否：助成水田の要件を満たさない場合
  - 「使用収益権」 1：自作地 2：小作地 3：全作業等受託地
  - 「水田等の面積」 1：共済細目書 2：土地登記簿 3：固定資産評価台帳  
4：実測 5：水田台帳等
  - 「作物等要件」 適：作物等の要件を満たす場合  
※数量助成関係含む 否：作物等の要件を満たさない場合
  - 「地権者確認」 適：全作業委託等が確認できる場合  
否：全作業委託等が確認できない場合
  - 「耕畜連携水田活用対策助成要件」  
適：要件に適合することが確認できる場合  
否：要件に適合することが確認できない場合

### 2 その他記載欄の記入上の注意

- (2) 「耕畜連携水田活用対策助成要件」の「耕畜連携番号」については、助成要件に該当する場合のみ耕畜連携水田活用対策番号を記入すること。

- (3) 「耕畜連携水田活用対策助成要件」の「団地化番号」については、助成要件に該当する場合における団地化番号を記入すること。
- (4) 「地域区分番号」は、次のアからカまでのうちの該当するものに○印を付けること。
  - ア 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、生産緑地に該当するか知事と協議して定めた区域に属する場合
  - イ 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、ア以外の場合
  - ウ 当該水田等が市街化区域の区分が定められていない都市計画区域の用途地域内にある場合
  - エ 当該水田等が農用地区域に属する場合
  - オ 当該水田等が農村活性化土地利用構想等に係る転用予定地である場合
  - カ アからオまでのいずれにも該当しない場合
- (5) 「出作地」の欄には、当該水田等が地区外にある場合にその所在地の市町村名、地区名、集落名を必要に応じて記入すること。
- (6) 法人格を有しない団体（特定農業団体や特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織等）が計画書を作成する場合は、「農業者氏名」の欄には、団体名及び団体の代表者名を記入し、「住所」の欄には、団体の代表者の住所又は団体の事務所の住所を記入すること。

### 3 提出期限

- (1) 耕畜連携水田活用対策営農計画書（確認野帳・助成金申請書）を、〇〇月〇〇日までに、自らが参加する生産調整方針作成者を經由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に直接提出すること。
- (2) なお、計画書に変更がある場合には、〇〇月〇〇日までに、耕畜連携水田活用対策事業は〇〇月〇〇日までに、自らが参加する生産調整方針作成者を經由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に申し出ること。

### ＜その他＞

地域の実情に応じて、水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）等営農計画書により申請することは差し支えない。

番 号  
年 月 日

生産局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

住 所  
〇〇都道府県水田農業推進協議会  
会長 【印】

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業の資金管理状況報告書の提出について

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業の資金管理状況報告書を下記のとおり作成したので、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第6の5の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

記

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業の資金管理状況報告書

〇〇都道府県水田農業推進協議会

1 資金収支管理概要

収 入		支 出	
1 資金受入（当該年資金造成額）	円	1 助成金交付	
①生産振興助成事業勘定：	円	①生産振興助成事業勘定：	円
②取組面積助成事業勘定：	円	②取組面積助成事業勘定：	円
2 前年度繰越	円	2 耕畜連携水田活用対策事業の推進に必要な経費への充当	
①生産振興助成事業勘定：	円	①生産振興助成事業勘定	円
②取組面積助成事業勘定：	円	②取組面積助成事業勘定	円
3 資金利息	円	3 次期繰越	円
4 合計：	円	4 合計：	円

2 資金収入の明細

(1) 資金受入	① = A + B + C	円
国からの生産振興助成事業分	A	円
国からの取組面積助成事業分	B	円
〇〇〇	C	円
(2) 前年度繰越	② = a + b + c	円
生産振興助成事業勘定	a	円
取組面積助成事業勘定	b	円
〇〇〇勘定	c	円
(3) 資金利息	③	円

注：都道府県段階において別途に資金造成をする場合には、〇〇〇勘定を設けて記入すること。

3 地域水田農業推進協議会助成事業分の地域協議会ごとの収支明細

地域協議会名	収 入 ①	支 出		差 ①－②	備 考
		②	うち返還		
	円	円	円	円	

添付書類 都道府県協議会の資金の出入りが明確となるもの(出納管理簿写し等)

## 都道府県水田農業推進協議会自らの活動に必要な経費の内訳

区 分	内 容
1 謝金	都道府県水田農業推進協議会会員（都道府県及び都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県協議会の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）の役職員を除く。）及び都道府県水田農業推進協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	都道府県農業推進協議会会員（事務局員を含む。）及び外部専門家等に対する旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子、賄料等）、備品（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	都道府県水田農業推進協議会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議等の出席、助成金の交付要件確認、地域水田農業推進協議会に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

地域水田農業推進協議会自らの活動に必要な経費及び集団等が行う研修、会議等の開催に必要な経費の内訳

区 分	内 容
1 謝金	地域水田農業推進協議会会員（市町村及び農業協同組合の役員並びに農業委員会の委員を除く。）及び地域水田農業推進協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費 研修、会議等の講師に対する謝金及び報償費
2 旅費	地域水田農業推進協議会会員（事務局員を含む。）及び外部専門家等に対する旅費 研修、会議等の講師に対する旅費 研修等の出席者に対する研修等旅費
3 事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子、賄料等）、備品（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	地域水田農業推進協議会の推進活動の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、研修・会議等の出席、助成金の交付要件確認等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

番 号  
年 月 日

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
助成対象者名  
代表者名 印

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業）の事業実績報告書の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第7の1の（1）の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

記

別添のとおり。  
(別添は、別紙7の地域取組計画書に準じて作成すること。)

番 号  
年 月 日

生産局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業）の事業実績報告書総括表の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第7の1の（1）の規定に基づき、事業実績報告書総括表を提出する。

記

別添のとおり。  
（別添は、別紙7の地域取組計画書総括表に準じて作成すること。）

番 号  
年 月 日

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
助成対象者名  
代表者名 印

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業）の事業実施状況  
報告書の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農  
林水産事務次官依命通知）第7の1の（2）の規定に基づき、事業実施状況報告書を提出  
する。

記

別添のとおり。  
（別添は、事業実施状況報告書を作成すること。）

番 号  
年 月 日

生産局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業）の事業実施状況  
報告書総括表の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農  
林水産事務次官依命通知）第7の1の（2）の規定に基づき、事業実施状況報告書総括表  
を提出する。

記

別添のとおり。  
(別添は、事業実施状況報告書総括表を作成すること。)

## 平成〇〇年度 事業実施状況報告書総括表

〇〇県(都道府)水田農業推進協議会(平成〇年度)

事業実施 主体名、 地区名	施設の 所在地	受 益		目標数値等					事業内容 工種、施設 区分、構 造、規格、 能力等)	事業量 (単価、回 数、基数、 台数、面積 等)	竣工予定 又は完了 年月日	事業費	負担区分		備 考	
		戸数	面積、頭 数等	目標の内 容	計画時 (平成〇 年度)	1年後 (平成〇 年度)	2年後 (平成〇 年度)	目標 (平成〇 年度)					達成率	国 費		その他
		戸	ha、頭													
計																

# 平成〇〇年度 事業実施状況報告書

組織名 ①	
組織の所在 ②	

注: 「組織名」の欄には、営農集団、農協、公社等の組織の形態を( )で記入すること。

## 1 組織の概要等

(単位:人)

事業参加者数	畜産農家	稲作農家	〇〇〇
	事業受益戸数 ③	畜産農家	稲作農家

(単位:ha)

区分		面積 ④	備考
飼料作物作付面積	水田		
	うち転作飼料作物		
	水田裏飼料作物		
	その他		
	うち牧草地		
	河川敷 その他		
耕種作物			
計			
	うち飼料供給地		

注1: 「その他」については、飼料作物供給地ごとに記入すること。

2: 「飼料作物作付面積」の「面積」の欄には、延面積を記入し、( )で実面積を記入すること。なお、コントラクター等作業受託を行う場合は、作業受託面積を記入すること。

家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛	肉用牛繁殖	〇〇〇	計 ④

2 事業目標

(単位:ha、kg/10a、%)

活動内容	達成目標基準 ⑤	達成目標									備考
		牧草		WCS		〇〇〇		計			
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状 ⑥	目標 ⑦	増減率 ⑧	
a	水田での飼料作物作付面積を1%以上増加										
b	水田での受益面積を1%以上増加										
c	水田での単収を1%以上増加										
d	水田での受託面積を1%以上増加										

注1:「活動内容」の欄には、次の中から選び記入すること。

- ① 耕畜連携等による作付ほ場の集団化等を行う集団
- ② 水田地帯において新たに有畜複合経営を開始する集団
- ③ コントラクター
- ④ 機械施設の共同利用、共同作業を行う集団
- ⑤ その他効率的で生産性に高い水田での飼料生産に取り組む集団

2:「達成目標基準」の欄には、目標とする基準のa~dのいずれかを選び、○印で囲むこと。

3 事業計画

(1) 事業取組地域等の確認

耕畜連携水田活用計画作成地域名	飼料増産重点地区の確認		備考
	地区名	取組内容	

注1:「耕畜連携水田活用計画作成地域名」の欄には、地域名の他、事業を実施する地域の地域水田農業推進協議会名を( )で記入すること。

2:「飼料増産重点地区の確認」の欄には、全国飼料増産行動会議で承認された飼料増産重点地区名と取組内容を記入すること。飼料増産重点地区以外で事業を実施する場合は「-」や「無」等、対象外であることがわかるようにすること。

(2) 事業実施計画

(ア) 目的

(イ) 事業実施内容

a 飼料生産ほ場の簡易な基盤整備の実施

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪					備考
簡易な排水改良整備	畦畔の除去	〇〇〇	〇〇〇	簡易な排水改良整備	畦畔の除去	〇〇〇	〇〇〇	計	
a	a			千円	千円	千円	千円	千円	

注：整備内容の単価を「備考」の欄に記入すること。

b 放牧牛の導入

(a) 導入頭数

牛の導入 ⑨	導入単価 (1頭当たり) ⑩	事業費 ⑪	備考
頭	千円	千円	

注：「備考」の欄には、導入した牛の年齢等を記入すること。

(b) 放牧実施状況

利用期間		利用日数		放牧面積		取組年度	月別利用状況									備考		
現在	目標	現在	目標	現在	目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月
月 旬～ 月 月 旬～ 月		日	日	ha	ha	初年度												
						2年度												
						3年度												

注：「月別利用状況」の欄には、取組年度ごとに利用面積、頭数等を記入すること。

区分	畜種、頭数 (現在)		目標年次の頭数			備考
	畜種	頭数	水田放牧			
			頭数	利用面積	1頭当たり面積	
本事業で導入した牛	-	-				
既存の牛						
合計						

注：「目標年次の頭数」の欄には、事業の目標年次の計画頭数を記入する。

c 水田飼料作物等生産利用機械施設の整備

(a) 機械施設等整備

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪					備考
カッティングロー ルペーラ導入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	カッティングロー ルペーラ導入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	計	
台	台			千円	千円	千円	千円	千円	

注:「備考」の欄には、整備する機械施設(形式、規格等)ごとに単価を記入すること。

(b) 機械施設等利用状況

機械施設 名	作目及び 作物名	利用期間		利用日数		月別利用状況												年間処 理・生産	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月 旬～ 月	月 旬～ 月	日	日														

注:「月別利用状況」の欄には、利用面積等を記入すること。

機械名及 び対象作 物名	区分	機械能力別 台数(現在)		左のうち目標年次に利用可能な台数						当該機械の地 区受益面積	備考	
		規格 能力	台数	共同利用機械 等		うち組織的利用 可能な機械		個人利用に係 る機械				
				台数	利用面積又は 受託面積	台数	利用面積又は 受託面積	台数	利用面積又は 受託面積			
	本事業で導入し た機械											
	既存の機械											
	合計											

注1:「左のうち目標年次に利用可能な台数」の欄には、事業の目標年次までに耐用年数の切れる台数及び処分する台数を除いた値を記入すること。

2:「共同利用機械等」の欄には、当該機械の所有形態が共同又は組織有であり、複数の農家で利用するものを記入すること。

3:「うち組織的利用可能な機械」の欄には、当該機械の所有が組織有であり、オペレーター又は中核的農家等が主として作業受託を行い、利用することが可能なものを記入すること。

4:「利用面積」の欄には、1台当たりの稼働能力(面積)×台数により記入すること。

5:「備考」の欄には、当該機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作付以外の作物への利用面積等を記入すること。

d 他地域水田における飼料増産に直結する取組

(上記a～cの様式に準ずる。)

番 号  
年 月 日

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長 殿

住 所  
〇〇地域水田農業推進協議会  
代表者名 印

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業（取組面積助成事業）の事業実績報告書の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第7の2の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

記

1. 事業内容：別添「取組実績表」を参照。
2. 農業者等明細：別添「農業者別明細表」を参照。

番 号  
年 月 日

生産局長  
〇〇農政局長 殿  
沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）水田農業推進協議会長

平成〇〇年度耕畜連携水田活用対策事業（取組面積助成事業）の事業実績報告書総括表の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）第7の2の規定に基づき、事業実績報告書総括表を提出する。

記

1. 事業内容：別添「取組実績表（総括表）」を参照。
2. 農業者等明細：別添「地域水田農業推進協議会別明細表」を参照。

(別添)

平成○年度 耕畜連携水田活用対策事業(取組面積助成事業)の取組実績表

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (㎡) ①	助成単価 (円/㎡) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円)	備考
						④=①×②	
	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費		—	—	—			
合計	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費		—	—	—			

注1:「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産団体の別を記入すること。

2:「助成対象者区分」の欄の事務費の欄には、当該協議会で使用した事務費を記入すること。

3:「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4: 電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

(別添)

## 農業者別明細

地域水田農業推進協議会名

助成対象者情報	助成対象者区分	助成区分	助成対象面積 (m <sup>2</sup> )	助成単価 (円/m <sup>2</sup> )	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	備考
			①	②	③	④=①×②	
		団地化					
		稲発酵粗飼料					
		わら専用稲					
		水田放牧					
		資源循環					
	小計						

注1: 「助成対象者情報」の欄には、農家番号、助成対象者等を記入すること。

2: 「助成対象者区分」の欄には、①認定農業者、②特定農業団体、③生産団体を記入すること。

3: 「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4: 電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

(別添)

平成○年度 耕畜連携水田活用対策事業(取組面積助成事業)の取組実績表(総括表)

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (m <sup>2</sup> ) ①	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円)	備考
					④=①×②	
	団地化					
	稲発酵粗飼料					
	わら専用稲					
	水田放牧					
	資源循環					
事務費		—	—			
合計	団地化					
	稲発酵粗飼料					
	わら専用稲					
	水田放牧					
	資源循環					
事務費		—	—			

注：地域水田農業推進協議会ごとの合計を記入すること。

(別添)

地域水田農業推進協議会別明細

地域水田農業推進協議会名

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (㎡) ①	助成単価 (円/㎡) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円)	備考
						④=①×②	
	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費		—	—				
合計	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費		—	—				

注1: 「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。

2: 「助成対象者区分」の欄の事務費の欄には、当該協議会で使用した事務費を記入すること。

3: 「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4: 電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。